

様式（第9条関係）

審議結果

次の審議を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	令和7年度第2回益田市男女共同参画審議会
開催日時	令和7年11月11日（火）午後2時から午後3時45分
開催場所	益田市人権センター
出席者及び欠席者	<p>○出席者</p> <p>【委員】建井委員（会長）、久城委員（副会長）、谷川委員、石橋委員、房野委員、岡委員、澤江委員、佐藤委員、塩満委員 9名</p> <p>【関係課】和崎福祉環境部長 1名</p> <p>【事務局】山根子ども家庭支援課長、湊主任保健師、人権センター山下館長、栗山館長補佐 4名</p> <p>○欠席者</p> <p>【委員】岩本委員、波田委員、小早川委員、田原委員、小川委員 5名</p>
議題	（1）第5次益田市男女共同参画計画（案）について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0名
問合せ先	福祉環境部 人権センター 電話：0856-31-0412

経過

1 開会	
事務局	会議の成立の報告 会議録及び審議会委員名簿の公式ウェブサイトでの公開の承諾
2 建井会長あいさつ	
会長	皆さんこんにちは。座って失礼します。本日は非常に良い天気になり爽やかな気分で議論ができるのではないかなど思っています。本日は、第5次益田市男女共同参画計画に向けて、事務局から要点等ご説明いただき、それに基づいて審議していきたいと思っております。活発な意見交換の場となることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いします。 それでは、議事に移る前に、事務局から前回の審議会で委員からいただいたご質問等に回答したいと伺っていますので、御説明お願いします。
事務局	審議会等委員への女性の登用目標値と登用状況等について説明
会長	ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、御意見のある方は

	<p>お願いします。よろしいですか。ではご納得いただいたということで、議事に移ります。</p> <p>議事（1）、第5次男女共同参画計画案について、1部ごとに事務局から説明いただき審議したいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。それでは、第1部からよろしくお願いします。</p>
--	--

3 議事

（1）第5次益田市男女共同参画計画（案）について（資料1、資料2、資料3）

○第5次益田市男女共同参画計画（案）第1部について事務局より説明

会長	ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご意見がある方はお願いします。
委員	DVというと、一般的な傷害事件とか、ある種の犯罪とは違うようなイメージを持つてしまう。DVは犯罪であるという認識をきちんと書き込んでいただきたい。その認識がきっちつとないと一般傷害事件とは違う、DVはDVですみたいな感覚がどうしても残ってしまう。もう少し社会的に糾弾を正しくされるべきと思っていて、ドメスティックバイオレンスでもいいのだということではない。それは一般的な傷害事件となんら変わりはないときちゃんと先に、益田市として書いてしまうことが必要ではないかという意見です。これ書かないといけないとか、けしからんというつもりはありません。そういう認識をきちんと表示したほうがいいのではないかと思います。以上です。
事務局	ご意見ありがとうございます。先ほどのDVのお話ですが、第1部のところでは、概要を記載しております。第2部の施策内容のところでまた説明しますが、資料2の中で、DV防止基本計画に関する内容の記述、具体的施策のところにもありますが、あらゆる暴力の防止と根絶に向けてというところで暴力が人権侵害であることの認識を広めますという記載をしております。具体に犯罪という書き方もしてないですが、これは重大な人権侵害ですよということで触れております。
委員	犯罪って書いてはいけないのか。どうしてそういう柔らかく真綿でくるんだような言い方をされるのか理解できない。やっちゃん目なことはやっちゃん目ですと。そのことを犯罪だと書ききてしまえばいい。そういう感覚を持っている人はもちろんDVはやらないわけでしょうけれども、行政としてきちんとして表明をすべきだと、やんわり書き込めばいいというのは少し違いませんか。
委員	DVに関しては犯罪かどうかがグレーな部分も結構多く含まれているものと考えています。いわゆるモラハラなどです。犯罪というのはどうしても客観的にそれに該当するかという考え方、一般的にという考え方ですが、個人によって繊細な方もおられますし、DVに関してやっぱり幅が広いために、非常にDVの主訴としてあがってくるもの、これDVかみたいなものも実際には含まれる。その濃淡がすごくあってもう完璧に事件だ、大けがされているとか、殺されてしまうとか、例えば給料を渡してもらえない、家庭内で財布を締め付けるみたいなものを経済的DV。あと、性的とか

	身体的には犯罪かなと思いますが、モラハラや経済的とかは特にちょっとグレー部分が非常に大きい。逆に第2部の暴力は重大な人権侵害でありみたいな感じから始まるのがいいのかどうなのか、というくらいDVの幅の広さからすると犯罪であるとまではちょっとといかないかと思います。暴力はから始まる部分がどうなのかと気にはなっています。以上です。
委員	何か専門家としてこういう表現がいいのではないかっていうのは、お示しできなものですか。
委員	ありません。それよりも窓口がもっと広がらないかなといつも思っています。性被害とともに窓口の周知がどこまでできているのかと。明らかにひどいDVを受けていても、本人から私はこれでいいのですとか、意識変化とかみたいなところが気になるところです。逆に、あなたがもはやDVの対象になりそうな主張の激しさでということも結構あって、私たちもすごく苦慮しています。離婚で相談にくるようなご夫婦なんて双方がDVを受けたと言い張る状態で、それでいながら、肋骨が折れていますけど普段からですみたいな方が何も主訴を出さないとか、あの人ああいう人なのでとか相談どこに行ったらいいか分からないのでみたいな、かなり周知されていてもそういう方々もやっぱりおられる。DVをして構わないものだっていう人はもはやいないだろうと思っています。中には、これDVには当たらないと踏まえて教育だみたいな男性もいれば、その方にDVは犯罪であると言ってもやっぱり拾い上げられないだろうと思っています。何か困ったときにはこういったところが窓口ですよという例とかはあってもいいかもしれないが、ただ例を挙げると、それにかこつける人もいますので。逆にモラハラの広がりが気になることと、一方で激しいものでも、本人が受容してしまっているという、そこが問題かなと思います。
委員	そうするとですね、DVは重大な犯罪につながる可能性があります。
委員	駄目、駄目。いい言葉がないです。本当にDVの幅は広いのでもう触らない方が。
委員	どうやらそういうことですね。取り敢えずここまでにしておきます。
会長	事務局から何かございますか。
事務局	今のお話聞きまして、実際そうだなということがよく分かりました。この案をつくるにあたって、その辺りの表現、どこまで踏み込んでいいのか確かに迷う部分がありました。他市町村や国の法律を参照して、その中から拾い上げてきましたが、この表現であれば、暴力についてそれを反対、いけないことだ、これがまず男女共同参画で人権に関するものですので、こういったことは人権侵害であるということが伝わる文章になっているのではないかと事務局としては考えました。
会長	ありがとうございます。私も専門ではないですが、ジェンダーの暴力関係の部分等では、確かにDVはきちんと定義されていて、先ほど言われたすべてが、もともと広く入るのがDVだと思いますので、そこら辺参照して、一番いい文言を事務局が考えてくださるのではないかなと思います。その他何かございますか。

委員	資料8ページには、DVの相談窓口における夫等から暴力を主訴とする、資料2には、配偶者等と書いてあるが、8ページに夫等からのと書いてあるのは、何か理由があるのか。島根県や益田市は夫が加害者になることが多いということか。
事務局	こちらの資料ですが、県からいただいた資料等で作っており、もともとこのタイトルでした。ただ途中から配偶者等に変わっているかもしれないということでしたので、確認します。ありがとうございます。
会長	他に質問よろしいですか。
委員	夫等の「等」はどういう範囲なのでしょうか。
事務局	夫といいますと結婚している旦那さんを言いますが、それだけではなく、いわゆるパートナー、恋人、そういったちょっと広い範囲で「等」とつけています。
委員	この夫等っていうのは基本的に男性からという感じ。
事務局	そうですね、恐らくそうだと思います、こちらも確認をしておきます。
会長	統計をみると男性から女性が多いので、こういう言葉になったのかなという気もしなくもないですが、配偶者等という方が、今後ふさわしいのかもしれません。他にございますか。 それでは続きまして、第2部について事務局から説明をお願いします。
○第5次益田市男女共同参画計画（案）第2部について事務局より説明	
会長	ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明についてご意見のある方はお願いします。
委員	2点あります。1点は、この計画そのものを一般市民の方に、漏れなく見ていただくというものなのか。それとも行政に携わるあるいはいろんな行政に参加する人たちに対して、見てよというところまでのものなのか。何か困ったら、相談窓口がどこにも書いてない。所管課は書いてありますけど実際には、どこ行ったらいいのかと。だからメニューを書き出して、子どもの教育について教育も色々ありますから、障がいがあって困っている場合はどこに相談したらいいと。具体例を挙げてここへ来てください、ここ行ってくださいという一覧表をつけてはどうかと思います。第4次を見ても最後に、府内関係課というくくりではあるのですが、これ、課が書いてあるだけで、具体的な事例でどこ行ったらいいかとかどこにも書いてない。本当に困っている人たちは、恐らくホームページの中でも探してみると思う。困っていない人はそこまで多分見ないです。本当に困った人が困ったときに探せるような、親切丁寧な環境をつくっておいていただきたいと思います。 もう一つは、審議会の委員は少なくとも益田市がやる分については、40%以上にすると書けば済む話です。益田市が主催する審議会は40%以上女性が入ってなければならないとしてしまえば委員を募集する時必ずどこかの団体の女性を出してくださいって、そういうふうにできていくはずだと思う。書き込んでいただければ済むことで、少し乱暴だと思っていますが、そうでもしない限り、お願いしますだけで済

	む問題ではないと思います、目標を掲げる以上、それをどこかで達成しないといけないわけですから、そういうような取扱いをいただきたいという意見です。
事務局	<p>ご意見頂きありがとうございます。本日は、5次計画の資料編まで、委員の皆様にお示しをしておりませんでしたが、4次計画を見ていただきますと相談窓口ということで記載をしております。今後、5次計画につきましても、こうした形で内容を精査しながら、相談窓口を記載してまいりたいと思っています。この計画を一般市民の方に、はいどうぞ見ていただきることはなかなか難しいかなと思っています。広報で概要をお示ししたり、ここの相談窓口はきちんと知ってほしい、周知を図りたいところは、チラシをつくるなり、もう少し丁寧に行っていきたいと考えております。</p> <p>続いて40%以上のところですが、大方20年近くこの目標数値を掲げながら、取組を進めております。所管課におきましても十分承知はしているところですが、例えば、専門職や有識者は、女性委員として、そうした方がいらっしゃらないという現状もございます。声をずっと上げていきながらこの取組を進めていくとともに、また庁内の中でも、共有しながら進めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>ホームページにいろんな相談内容を記載してこういう場合はここに行ってと書くこと自体、そんなに難しいことではなくて、書き込んでいけばいいですから。その上に、特に何とか週間で部分的に周知したいという時はチラシでもやってもらつたらいいと思いますが、きちんとしたことを提示してくださいと申し上げている。それが相談窓口を持ってらっしゃるわけですから、対応はここへ来てくださいと書けば済むこと。ベーシックな部分もきちんとやってくださいというお願ひです。</p> <p>もう一つは、40%を最低限守るため、40%以上にすると書くしか私は方法がないと思います。相手ができないだろうと思って先に言いだせば何もできないので。全く余談ですけど私は地域で、病院の送迎と買物の送迎をこの1年間やりました。地域で65人ほど、1年間でお運びをしました。最初これやろうと思ったときできないことばかり考えていました。そこで勉強に行き、目から鱗が落ちまして、やれることやったらしいのだとぱっと目が覚めてそれ以来1年間やってきました。取りあえず実証実験ですけど、もう1年やろうということになっていますが、できないということを言い始めたら絶対できません。やれることからということになれば、目の前のやれることをやってしまえばいいので。そういう目線で、やっていただきたいと思っています。以上です。</p>
会長	はい、ありがとうございます。例えば、第4次益田市男女共同参画計画には、1番最後のページに相談窓口の一覧はついていますが、それにはご不満ということでいらっしゃいますか。5次も同じようつくということかと思いますが…。
委員	男女共同参画に関する相談窓口は人権センター、このことをおっしゃっていますか？具体例が何もないです。何に困ったその何かが書いてないです。家で暴力がありましたとかそういうことが書いてない。分からない人のためにちゃんとそれを示し

	てくださいと言っているのです。
会長	この計画で書くかどうかっていうのはちょっと判断が難しいですが…。
委員	今日できるものではないかもしない。行政はこの辺が不親切と私は思っている。普通の市民が困ったときに市役所のホームページを見れば何とかなる、あるいは公民館に行けば何とかなるというような糸口を示してあげることが、必要だと申し上げている。
会長	はい。それは承りました。それともう一つの40%というのも、目標値としては書きますが、もっと強く言うべきだとおっしゃっているのでしょうか。
委員	おっしゃったように20年やってもならないわけです。この委員会に入れてもらって、毎年同じ理由で、大体ほとんどコピーで。何でそんなわからないのだろう、もういいかげんにしたらどうか。20年経って直らないものを、今から、まだまだあります、やるのはいいけど、変わらないだろうと。変えるには、益田市がやる審議会の構成について、ちゃんと書き込んで、40%以上と益田市が決めています。どこかでそれを踏み切るか踏み切らないかは、一番大事かなあと思って、もうぼちぼちやつたらどうですか。無理はわかっているけど、さっき言ったようにやらないことを先に言ったら、絶対できない。やれることを先に考えてしまえば、それはそれでできるだろうと素直にそう思う。
会長	はい、ご意見は賜りました。
委員	今の話で、もうちょっと限定すれば、もしかするとできるかもと思うのですが、この女性委員ゼロをなくせばいいのではないですか。
委員	これ見て分かるように委員の数がめちゃめちゃ少ない。
委員	ただ委員数は多いのに女性委員は少ない、都市計画審議会のように15人もいて1人、ここを上げればどうか。そこそこの委員数なのに0とか1とか、少な目なこのあたりを上げたらいかがですか。
委員	きつい話ですが、私はしなければならないと書きなさいと言っているわけです。そうでもしないとならないじゃないかと思う。ちゃんと目標に入れて、今やれば少しはよくなっていくと思います。平均点にこだわっても私はあまり意味がないと思って、それぞれの委員会がそれぞれ40%に。さっき言ったように、人数の少ないところはかなり難しいです。3人だと言われると、1人で33.3ですから、2人で60、その間がないので。全然40%じゃない。そういうところは確かにありますが、でもやりようがあるのではないかと思っています。知恵の出しどころだと思います。
委員	感想も含めて3点、お話をさせていただきたいと思います。13ページと17ページの表を見ると、数字が表の上に乗つかっていて、見にくいところがあるのでその辺りについては修正をしていただけるといいかなというのがまず1点目。 14ページ、学校教育では男女平等ずっと育っていくわけですが、社会に出てから実は違っていたみたいなところがあって、学校教育での男女共同参画を推進する

	<p>よりも社会に出てからのギャップというか乖離を減らすためにも、社会での男女共同参画をより加速をつけて、改善していかないと、その辺りの学校と社会との溝がやっぱり、埋まり切らないのかなと思ったというのが2点目。</p> <p>最後32ページの防災体制の確立に関連して、匹見町では、女性消防団が通常の消防団活動に加えて、自主的に2か月に1回の割合で各集落を回って、ひなげし食堂という形で、食事を地域の方に振る舞っていらっしゃいます。それを通じて、地域の方々が日頃会う機会がない中で、集会所に集まり、安否確認、貴重な情報交換などもされております。この35番に自主防災組織という組織が限定して書いてありますが、その他、匹見以外でも女性消防団という存在があるので、そういう文言なり入れていただけるといいのかなと思ったのが3点目でございます。以上です。</p>
会長	ありがとうございます。事務局から何かありますか。
事務局	<p>1点目、表の見やすさというところは、全体を通して、再度確認し見やすい形に修正してまいります。</p> <p>2点目、社会での男女共同参画の速度を上げていくべきというところでは、ご意見として承って今後の施策を進める中で対応してまいりたいと思っています。</p> <p>3点目、32ページの施策番号35番、こちらは危機管理課と相談しながら作成しておりますので、協議してまいりたいと思います。ありがとうございます。</p>
委員	もっと早いタイミングで今の女性消防団の情報提供をすればよかったのですが、このタイミングでの共有となり申し訳ありませんでした。以上です。
会長	ありがとうございます。事務局の方にお伺いしますが先ほどのお二人の委員のご意見はどうしましょうか。一応お預かりしてということにしますか？
事務局	ご意見としてお伺いをさせていただき、今後の計画にどのように反映させていくかというところは事務局内で協議をしてまいりたいと思っております。
会長	ありがとうございます。その他ご意見ありますでしょうか。
委員	協議をしていきますっていうのは具体的にどんな協議になるのか分からないです。40%を50ぐらいもっていくのか。どの委員会も40%レベルにもっていくのかというので随分違います。結局40%にならないのは、早く言えばそれにふさわしい人材がいないということ、違いますか。そういうふさわしい人を見つけ出すのか、あるいはそういう人がたくさん出るように講演会とか、会議とか、教育機関での研修に取り組むことによって、それを受講した人ならこういうことにはふさわしい人だから、入れてもいいということにするとか。そういうことをやっていかないとすぐにできないと思う。毎年この40%に足りないような状況がずっと続くわけで。40%にこたえるための様々な施策をこれから考えていかないと、なぜ40%にならないのかというのが大きな問題だと思います。ただ人数が増えれば良いわけではない。頭数でいくという計算であれば誰でもいいわけで。理想は50、50ではないかと感じました。

事務局	ご意見いただきありがとうございます。この審議会につきましては、所管課が、府内に多数あり、全て人権センターで所管しているわけではありませんので、難しさもあります。これまで所管課と女性参画率未達成の要因や、これからどうしていくのか話をしながらきております。個々の事情も様々で、しづらさというのもあるところですが、本日いただいご意見を所管課にも返しながら進めてまいりたいと思っております。
会長	よろしいですか。それでは、第3部について事務局から説明をお願いします。
○第5次益田市男女共同参画計画（案）第3部について事務局より説明	
会長	それでは、ただいまの事務局からの説明についてご意見のある方お願いします。いかがでしょうか。
委員	現状値に対して5年後の目標値が表示され、項目によってはプラス30%増の目標が掲げられており、認知度というフレーズが割と多いので、結構細目に情報発信を市民の方々にしていく必要があるのではと思っております。毎月の広報などでそういうコーナーを作るといった具体的な周知のアイデアなどをお持ちであれば、ぜひ教えていただきたいと思います。
会長	事務局お願いします。
事務局	男女共同参画に限らず、市民の方々への周知は課題の一つだと認識をしております。市公式ウェブサイト、LINEなど様々な手法を活用してどういった形が有効なのか考えながら進めてまいりたいと思います。今おっしゃられた広報等の一コマということも、ご意見として賜りながら進めていきたいと思っております。ご意見いただきありがとうございました。
会長	他にご意見ございませんでしょうか。また、全体を通して質問等ございませんか。
委員	今後は、本当の意味で市民の困り事に丁寧に接してあげるという目線を、もっともっと入れていただきたい。行政が何でもできるとは思っていませんが相談はできます。細かい記述でこういうときはここに相談してねという市民向けの分かりやすい記述、分かりやすく伝わる方法というところ、もっと丁寧にやっていただきたい。特に困りごと相談の窓口を、本当に困ったら一生懸命になって尋ねたり探したりするですから、そういう人たちに刺さるようにきちんとした、きめの細かい分かりやすい対応をぜひ心がけていただきたいと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。事務局から何かございますか。
事務局	ご意見いただきありがとうございます。事務局としましても、また所管課とも共有をしながら、委員さんおっしゃられるように丁寧にきめ細かい対応ができるように努めてまいります。
会長	ぜひお願いできればと思います。他に何かございませんでしょうか。
委員	県関係の参画率がほぼ50%に近づいている数字があります。益田市含め、パーセンテージを上げるヒントになるのではないかと思っております。県関係のこの数字

	高い背景を事務局で把握されていましたら教えていただきたいと思います。
会長	事務局お願いします。
事務局	全ての審議会についてではありませんが、一部県の方からも助言をいただいております。県の審議会においては、委員を会長ではなく、代表で女性委員の選出を依頼していると伺っております。市においても、そうしたことを取り入れながら、これまで進めてきたところです。引き続き改善できるところは取り入れながら進めてまいりたいと考えております。ありがとうございました。
委員	県の審議会をやっていますが、指名です。名前ではないです。団体に対して女性を出してくださいと県が言っています。さすがにそれに逆らって女性は出さないとは言えないわけです。強制しているわけではないですが、応えないわけにはいかないので、そしてやれば何とかできると申し上げているところです。1つのやり方だと私は思います。
会長	ありがとうございます。なかなか女性の人選が難しいということ、どういった難しさがあるか教えていただければと思います。実際に事務局として、見聞きしたこと、審議会のメンバーを選出する際に、ここが難しいみたいなことがございましたら教えていただきたいと思います。
委員	<p>そういう人選も過去してきたので、委員が言われたような、指名というか、団体に対して女性を出してくださいというお願いは大抵していました。大抵していましたが、出てくるのは男性でした。その理由の一つは、組織の中で女性に頼んだけど、断られたと。自分が代表だから自分が出たと言われたこともあります。結果として、全員全部に、女性を出してほしいというお願いをして出てきたのは1人だけだった。その1人も、何で私はここに来たのだろうと言いながら委員をやっていただいたこともあります。条例で、この審議会はこういうメンバーで構成するというのが決まっているケースが多く、そうすると構成するメンバーに女性がいそうな団体を入れるというところがスタート。女性が多い団体は限られますので、例えば保育研究会とか、全部保育研究会が入ってくるみたいな話になって、保育研究会も男性の園長が増えていくので保育研究会から女性が出てくるかなと思ったら、男性が来たとか。あなたは要らないです、女性を出してくださいとは言えないので、結局、その組織から出された方に、委員として頑張っていただくという話になって、結果的に率は低いままということもありました。</p> <p>もう一つは、僕が役所に入った頃は、女性が係長になることも珍しい時代でした。それから今、今日、課長が両方女性ですけど、小学校の校長先生とかもそうです。今ようやく女性の校長先生が結構出てきているような状況なので、組織的に頑張って女性も上で頑張って出てきていただける人が増えてきて、これからはもう少し率は上がってくるかなあと。さつき、20年変わってないみたいな話がありました。20年前はとても女性を出してくれと依頼して女性がてくれるような団体もなかつた、もっと言うと、女性側にもそういう雰囲気はなかったので、今ようやくこうやつ</p>

	て下地ができている、何とか県が50%近くなったように、これからできるかなと思っています。
会長	実態に基づいたお話をしてくださいました。ありがとうございます。これを加速していただければと思います。せっかくですので、全員一言ずつ言っていきましょうか。順次お話ししていただければと思います。何か質問でもよろしいですし、コメントでも構いませんので。
委員	女性も選ばれるように、教養とかいろいろな面で、資質を高めていくという努力をやっぱりしていただきたいと。なかなかその達成には至らないのではないかと、そういう施策をやってもらいたい。
委員	最後のところで1点確認ですが、資料2の19ページです。基本施策2の、配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と、困難な問題を抱える女性への支援、これ、先ほど説明の中にあったかもしれないんですけど、女性への支援、被害者の支援ですかね？どうでしょうか。まず、その点だけ確認を。
事務局	質問、ありがとうございます。今おっしゃっていただいたのが、施策番号でいいまますと8番目でよろしいですか。
委員	基本施策2、8番、被害者支援の充実では、恐らく、配偶者等からあらゆる暴力を根絶とかという話になると、女性からも男性からもという形になろうかと思いますので、女性だけの支援じゃなく、男性へも支援をしっかりとしていくべきなのかなあと思って、意見を伝えさせていただきました。
事務局	この中にあります被害者は、暴力の被害者になります。ですので、これは男女の別がございません。困難な問題を抱える女性というのが、これはどうしても法律上そのような記載になっておりますので、こちらについては困難な問題を抱える女性としております。特に記載がなく、ただ被害者ということであれば、それは男女関係ないものと考えております
委員	はい、分かりました。ありがとうございます。それから益田市のホームページでは、DVについて、児童相談所なども分かりやすく載っているのかなと確認させていただきました。取組をいろいろされていますが、数値が上がってない。なかなか上がってないというところで、そこへ連絡するすべは多分スマホ時代なので知っていますが、なかなかそこへ連絡できなかつたりとか。相談にいたるまでの認知経路、どういう流れでそこまで行くのかをしっかりと調べた上で、そういうところに力を入れてアプローチしていけば、もっと数が増えていくと思いましたので、意見として、上げさせていただきます。
事務局	ご意見ありがとうございます。やっぱり相談窓口は、どこで誰が目にして、その情報がどういう経路で伝わるか、本当に困っている方に伝わるかも大事だと思います。いろんな場面で目に触れるように、また、例えば市で年に1回健康づくりガイドブックを出すときにあわせて、子育てに関する相談はこちらという、そういったピンポイントで何度も、掲載するようにいろんな場面で目に触れる、例えば何かイベント事だ

	だったら、チラシを配ってみるとか、とにかくいろんな目に触れるように、情報発信をしていければいいと思っております。今後、そういったことも考えながら、取り組んでいきたいと思います。
委員	今日いろいろお聞きしまして、大変自分も勉強になりました。先ほどの相談の件について、やはり人権相談の場合には特に個人のプライバシーの問題があるので来ていただければ対応しますが、どうしても一步足を踏み出すことができないとも随分聞いています。できる限り、広報、防災無線を使って、週に4日は人権擁護委員が法務局と一緒にやっていますので周知していきたいと思っています。どうしても問題が生じて大変なときに、一歩が踏み出せないということがありまして、もう少し教育を進めていかないといけないと感じています。それと計画の中で、外国人のことがあるかなと思ったら、ちゃんと入っていました。そのことに安心しました。
委員	教育の部門では結構男女共同参画は進んでおります。ただ、管理職、小学校校長は女性1人です。なぜかというと、成り手がないからです。それは女性の力が劣っているから、管理職にふさわしい人がいないからではなく、男女関係なくふさわしい女性がたくさんいらっしゃいます。管理職試験を受けてみませんかと言ったときに、私は介護があるから、子どもがまだ小さいから、家事を一手にしないといけないから、とても管理職と一緒にそんなことはできませんと言って断る人がほとんどです。結局社会における性別役割意識だけではなくて意識の上に、家庭での男女の仕事の偏重が余りにも大きいから、社会に出られない、社会に女性出てくださいと言いますが出たくても出られない。2人分の仕事をしないといけないのに、それに加えて管理職になれなんてとても言えません。そういう状況があるというのを皆さん、分かってほしいという気持ちは非常にあります。数値目標40%は実際に評価するために必ず必要ですので、されているのは当たり前だと思います。それなら家事育児の参画がどれぐらい男性と女性で差があるのかというのを数値比較してみたらすごく分かると思います。例えば、40代50代の方で子どもが増えたときに、育休を取られた男性はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。大抵育休を取るのは女性です。ただ、教員の世界では男性が育休をとり始めています。土台ができていて、家庭での男女の仕事の偏重がなくなれば女性も活躍したいという人はたくさんいます。今度から男性の育休取得率とか、男性の介護休暇取得率、男女でどれぐらい違うかを比較して、公にしたらいいのではないかでしょうか。そういう土台を変えないことには絶対に変わらないというのは肌に感じています。以上です。
会長	貴重なお話ありがとうございます。 議事が終了しましたので事務局にお返しします。
事務局	本日予定しておりました議事全て終了しました。第5次計画案につきまして、委員の皆様からのご意見を整理して進めてまいりたいと思います。以上をもちまして、令和7年度第2回益田市男女共同参画審議会を終了します。